

D1-4

建設騒音訴訟に関する判例分析
Judicial precedent analysis of construction noise lawsuit

○丸山明恵², 井上勝夫¹

*Akie Maruyama², Katsuo Inoue¹

City modernization or improvement in economic conditions, a life level also becomes high and the concern about consumers' construction performance is also becoming high. It is one side; lack of communication with their neighbor leads to dedicate to the sound, so hanging the surroundings on mind is decreasing. From such a thing, there are many lawsuits of noise problem among house.

The purpose of this research, the actual condition of a construction noise lawsuit is clarified, and the present data analysis of court judgment is conducted. And the prevention method of the construction lawsuit relevant to a noise problem is considered, and the early resolution measure of dispute is explored. This paper shows the analysis result about court judgment of the external noise by construction work.

1. はじめに

都市の近代化や経済状況の向上に伴い、生活レベルも高くなり、消費者の建築性能に対する関心も高くなってきている。その一方で住民同士のコミュニケーションが不足する傾向にあることから、周りを気に掛けることが少なくなっている。このようなことから建築環境工学分野における紛争、訴訟が多くなってきている。

そこで本研究では、建築騒音訴訟の実態を調査するとともに、法廷判断の現状分析を行い、騒音問題に関連する建築訴訟の未然防止方法を検討し、紛争の早期解決策を探ることを目的としている。本報では、騒音源として数の多い建設工事による外部騒音の法廷判断について分析結果を示す。

2. 調査概要

判例検索サイト¹⁾より建築訴訟事件を対象に「騒音」「工事」などをキーワードとし、平成元年から現在に至るまでに判決の出ている、建設工事による外部騒音に関する訴訟 13 件を抽出し、分析を行った。考察は判例文に記載されている「請求内容、事案の概要、争点、原告・被告の主張、裁判所の判断」など判決文に記載されている内容に限定して行った。

3. 分析結果

3-1. 発声音源の音源特性と強度

13 件の訴訟の中で建設工事の音源としてあげられたものを Figure1, その中でも特に問題とされていたものを Figure2 に示す。これを見ると建設重機音が最も多く、次いで削岩、掘削時の音、コンクリートを扱うときの音が対象音源として挙げられている。一口に建設工事騒音と言っても、ブレーカーやアースオーガなどといった建設重機類の音や掘削、削岩時の音など多種にわたる音源が問題とされており、建設重機のさらなる低騒音化も大きなテーマである。また、建設工事で行われる工程や作業が多いことも問題を引き起こす主要な原因と言える。

次に Table1 に音源強度の測定の有無と原告の勝敗を示す。これをみると 13 件中 8 件と測定を行っているものが多く、測定を行って物理量を明確にしている場合は、勝訴しているものが 8 件中 5 件となっている。測定を行うことによりその程度が物理的に明らかになり訴訟の判断が明確になっていることが理由であろう。Table2, Table3 には騒音測定が行われている場合としない場合の訴訟における原告の主張を示す。このように訴訟理由として物理的主張と感覚的主張があることがわかる。物理量を用いて主張する場合、Table2 の③や⑤のように具体的な計測値を示す場合と、⑩のように

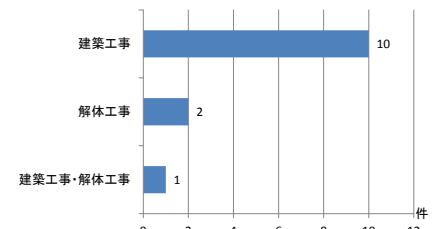


Figure 1. Noise source (construction work)

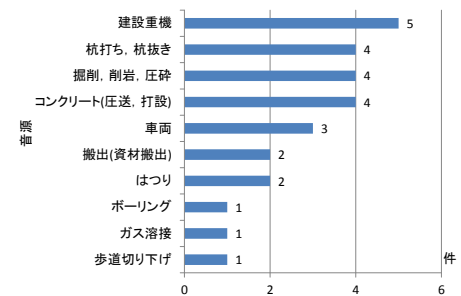


Figure 2. Noise source (details)

Table1. Existence of measurement of sound source intensity

	原告の勝敗	原告の測定	被告、その他による測定		原告の勝敗	原告の測定	被告、その他による測定
①	敗	有	無	⑧	敗	有	無
②	勝	無	有	⑨	勝	無	無
③	勝	有	無	⑩	勝	有	無
④	勝	無	無	⑪	敗	無	無
⑤	敗	有	無	⑫	勝	有	無
⑥	勝	無	有	⑬	敗	無	無
⑦	敗	無	無				

1 : 日大理工・建築・教員 2 : 日大理工・院(前)・建築

一定レベルを基準として回数で示す場合がみられる。また測定が行われた 8 件の事件の内、測定地点が明確に表されているは 6 件で、そのうちの 5 件は屋外で測定されていた。これは、騒音規制法など法的規制値を訴訟の根拠としたもので理由は明らかである。また、感覚的影響を理由としている場合、Table3 の⑦や⑬のように受忍限度を超えるという主張しかししないものや⑨のように擬音語を用いて主張しているものも見受けられる。このように感覚的判断を理由とする場合、音の程度と心理的影響の一般的判断が必要になることから、騒音測定は最低限必要になると考えられる。

3-2. 裁判所の判断項目

次に Table4 に裁判所が騒音訴訟に対する判断で用いたものを項目化して示す。これをみると、外部騒音では物理量(測定値)、規制基準値などが多く用いられている。また、判断に用いる項目の組み合わせとして多く行われていたのは、物理量(測定値)と規制基準値という組み合わせが非常に多い。また、音源との距離や防音シートなどで防音対策や措置をとったかという項目も判断に用いられている。しかし、測定値においてはどこで測定されたのかや原告居室内での騒音強度、原告宅のサッシや外壁の遮音性能などにはほとんど触れられずに判断がなされている。また事前説明があったかどうかについては 13 件中 1 件と非常に少ない。建設工事などにおいては、特に近隣住民などへの事前説明の有無は重要な項目になってくると考えられるため、判断項目として用いられるべきであると考えられる。

建設工事などの外部騒音であっても、原告の訴訟理由は、勉強や作業に支障が出た、睡眠が妨害されたなど、室内での暮らしへの支障が主な理由である。よって騒音規制法などでは敷地境界線上で騒音測定をすることが示されているが、建築騒音訴訟の場合、敷地境界線上での測定に加え、室内での測定が推奨されるのではないかと感じる。それは屋外での測定、室内での測定を行うことによって、発生音の強度に加え建築性能、室内強度を知ることができるためである。そうすることで原告は自身の住宅の建築性能を知ることができ、また裁判所においては、判断を下す際に外壁やサッシの遮音性能や音源強度を知るとともに、原告である居住者への実影響を正確に判断することができる。

建設工事騒音のように定常的に存在する音でない場合、建物に遮音性能をどの程度持たせればよいのか設計時に判断することは難しい。そのため建設工事など音の発生が局所的または一時的な場合は、不足分を発生音源側の防音対策によって対処すべき性質のものである。当然、周辺建物の遮音性能にも依存することも必要だが、それらを含めて、室内レベルの正確な予測を行い影響性を推定すべきであると考えられる。

4. まとめ

外部騒音に対する訴訟では物理量、感覚量による主張がなされていることがわかった。今後は発生音源の特性や、裁判所の判断を踏まえ、原告住戸の構造や音源との位置関係、音源と近隣住民の関係性などを新たに追加し、検討を行っていく予定である。

5. 参考文献

1)日本法総合データベース LexisNexis®JP
<http://www.lexis-asone.jp/home/Index.aspx>

Table2. Generating intensity of sound source

①	恒常的に80dBを超える騒音を発生させた
②	騒音が85dB以上を記録した日は5日に上る
③	94dBの騒音を発生させた
④	具体的な発生強度の記述はなし
⑤	平成17年1月26日午後4時6分(ベランダ) 101.5dB
	同年1月26日午後1時47分(ベランダ) 71.1dB
	同年1月30日午後2時3分(室内) 67.4dB
	同年3月2日午後1時32分(室内) 72.5dB
	同年3月11日午前11時56分(ベランダ) 91.9dB
同年3月13日午後1時57分(ベランダ) 94.3dB	
⑥	具体的な発生強度の記述はなし
⑦	具体的な発生強度の記述はなし
⑧	測定結果はおおむね70dB~85dBであり、90dBと100dBを記録したことが各1回ある
⑨	具体的な発生強度の記述はなし
⑩	60dB以上65db未満 819回
	65dB以上70dB未満 604回
	70dB以上75dB未満 386回
	75dB以上80dB未満 174回
	80dB以上85dB未満 61回
	85dB以上90dB未満 18回
90dB以上95dB未満 3回	
⑪	具体的な発生強度の記述はなし
⑫	野崎宅で70ホン、高橋宅では56ホン
⑬	具体的な発生強度の記述はなし

Table3. Opinion without measurement of sound level

④	原告は、原告建物の中でさえテレビの音が聞こえないほどの騒音被害を受けたが、80dBが窓を開けたときの地下鉄の車内、90dBが騒々しい工場・ピアノ程度の音量であるとされているから、本件工事による騒音が上記の規制基準値を超えていたことも明らかである。
	本件解体工事が行われなかった日曜日及び祝祭日を除き、ほぼすべての日において、東京都環境確保条例136条に基づく日常生活等に適用される規制基準(第1種住居地域について50dB、近隣商業地域について60dB)を超える騒音が発生していた。
⑦	日曜日を除き、毎日午前8時から午後6時過ぎまで、受忍限度を超える騒音、振動を発生させた。
⑨	(A) 山留め工事 杭打ち機が巨大なせん状のきりを地面にねじ込むことから、「ガイン、ガイン」という連続音が発生した。また、杭打ち機が移動するたびに地響きを伴う騒音、振動が発生した。
	(B) コンクリート、モルタル打設工事 ミキサー車が「ヴィーン、ヴィーン」という連続音を、ポンプ車は「ガオーツ」、「ザンツ」という巨大音を発生させた。深夜二時まで左官工事を続けたことがあった。
	(C) 型枠工事 型枠を投げ落とすため、「バーン」という爆発音様の音が突発的に発生した。金属角材が落下するときには「ガラガラ、カンカン」という凄まじい金属音が発生した。
	(D) 屋外工事 コンクリート掘削機は「ガガガガッ」という騒音と振動を発生させた。さらに、約定の時間以外の時間に重機を稼働させたり、エンジンを掛けたまま工事用車両を路上駐車したりして騒音、振動を発生させた。(原文ママ)
⑪	原告らは、被告の本件建物の建築工事に伴う騒音、振動、塵埃等の発生により、一覽表工事迷惑料欄記載のとおり損害を被った。
⑬	本件工事が騒音、振動等を伴って、原告らに長期間の精神的苦痛を与えたもので、原告らの精神的苦痛は受忍限度を越えており、違法行為に当たる。

Table4. Judgment item of court

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	計
物理量(測定値)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
工事の特徴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
規制基準値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
音源との距離	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
防音対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
継続性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
時間帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
住宅地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
期間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
測定方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3
苦情の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3
規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
原告について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
使用重機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
具体性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
事前説明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
吹きおろしの風による影響	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1